

宗教法人設立申請前の確認について

福岡県総務部行政経営企画課（宗教班）

1 はじめに

日本国憲法第20条により、日本では信教の自由が保障されています。したがって、宗教活動を行うこと自体には、国や自治体の許認可はいっさい必要ありません。

宗教活動は、宗教法人にならなくても自由に行えます。また、宗教団体であっても、宗教法人になるかどうかは、宗教団体の自由です。

宗教法人法は、宗教団体が所有する礼拝の施設その他の財産の保全を主たる目的とした法律です。

2 宗教法人申請前の事前確認

宗教法人法でいう「宗教団体」とは、何もないところから一朝一夕に生まれるものではなく、たとえ形式的に要件が整っているように見えても、実際に団体としての実態がなく、独自の活動実績がない場合は、宗教法人にはなれません。

宗教法人の設立申請（正確には「宗教法人規則認証申請」です）は、

- ① **3**の要件を満たす「宗教団体」であることを当課が確認
- ② ①を確認した旨を当課から団体あてに文書で通知
- ③ ②の通知受領後、3年間程度、継続した活動実績を証する書類を当課へ提出
（当課で内容を確認します。）

を経て、可能となります。

3 宗教法人になれる「宗教団体」

宗教法人法に基づく宗教法人となるためには、「宗教団体」としてすでに活動していることと、宗教法人となる「宗教団体」の要件（次のとおり）を満たしていることが必要です。要件の詳細は、別添「宗教団体に係る宗教法人設立要件チェックシート」でご確認ください。

◇宗教活動について◇

○教義をひろめる	宗教なら、当然、教義があるはずですが、単にあればいいというのではなく、それを人々にひろめる活動をしていなければなりません。
○儀式行事を行う	宗教活動の一環として、日頃から儀式行事が行われていなければなりません。
○信者を教化育成する	教義の宣布によって信者を導くことが行われ、信者名簿等も備わっていないとできません。 また、団体を維持・継続できる程度の信者数があることが必要です。
○礼拝の施設を備える	礼拝の用に供する施設（土地・建物）を有しており、法人設立後は法人所有（法人名義とすること）が可能なものでなければなりません。礼拝の施設とは、単なる邸内施設などといったものではなく、一般的にいつて公衆的施設であること（公開性があること）が必要であり、「常時宗教目的に使用される」ものでなければなりません。

◇組織について◇

- 固有の団体名称があり、社会通念上他の個人又は団体とは区別された活動を行っていること。
- 団体の組織、意思決定方法、財産の管理等に関する規約があること。
- 個人による運営ではなく、役員会などの合議のもとに管理、運営されていること。
- 団体の財務が他と区別される独立した経済主体として行われていること。
- 構成員の変更にかかわらず団体が存続すること。

◇その他◇

- 礼拝施設に抵当権が設定されていないこと。
- 後継者が確保されており、団体に永続性があること。
- 団体の収入財源が特定少数からなるものではないこと。
- 公益事業その他の事業を行っている場合、事業の規模が過大である等により、宗教団体の主たる目的を欠くことになっていないこと。
- 公益事業以外の事業を行っている場合、宗教団体の主たる目的を達成するための業務と矛盾し、又はこれに支障を生じさせるものとなっていないこと。
- 団体が、法令に違反または公共の福祉を害する行為を行っていないこと。

宗教団体に係る宗教法人設立要件チェックシート

宗教法人設立を目指す宗教団体については、3年間程度の活動実績確認の前に、行政経営企画課が、以下の要件を満たしていることを書面等で確認できることが必要です。

◇宗教活動について

- | | |
|-----------------------------------|--|
| ①団体独自の宗教教義がある。 | |
| ②宗教団体固有の名称や組織がある。 | |
| ③教義を人々に広める活動をしている。 | |
| ④多くの信者によって構成されており、信者名簿もある。(50人以上) | |
| ⑤年間をとおり、恒常的に儀式・行事が行われている。 | |
| ⑥教師の育成方法が確立されており、後継者が確実に確保できる。 | |

◇団体活動について

- | | |
|---|--|
| ①団体の組織、意思決定方法、財産の管理等に関する規約がある。 | |
| ②規約の施行時期がわかる客観的な資料がある
(客観的な資料＝規約を議決した役員会議事録・包括団体の承認書・規約が掲載された広報誌などの原本、写しは不可) | |
| ③規約に基づいた役員会有る。 | |
| ④代表者の決定や団体の運営、財産管理などが役員会で決定されている。 | |
| ⑤予算書・決算書が役員会で議決されている。 | |
| ⑥役員会の議事録が残されている。 | |

◇礼拝施設について

- | | |
|-------------------------------------|--|
| ①他と分離独立した宗教団体専用の土地・建物がある。 | |
| ②9割以上が宗教活動用である。 | |
| ③出入口には看板があり、宗教団体入口であることが公開されている。 | |
| ④施設の維持管理機能(水道光熱費等の管理)が独立している。 | |
| ⑤抵当権が設定されていないか、あっても2、3年以内に解除される。 | |
| ⑥事務所機能が独立している。(他の団体の事務所で兼務されていない。) | |
| ⑦法人設立後、礼拝施設の現在の所有者から、確実に法人名義に変更できる。 | |

◇会計について

- | | |
|---|--|
| ①他の個人や団体から独立して会計を行っている。 | |
| ②予算書・決算書が作成されている。 | |
| ③団体専用の預金通帳が作られており、決算書と突合している。 | |
| ④決算書の証拠書類(出入金伝票、団体あての請求書等)がある。 | |
| ⑤収入財源は多数の信者の献金である。(特定少数の個人・法人のみではない。) | |
| ⑥支出は原則として宗教活動のためのみに使われ、他の個人・事業に対し支出されていない。 | |
| ⑦礼拝施設の維持・管理(団体専従者がいる場合は人件費も含む)に必要なだけの収入が毎年ある。 | |

年 行事一覧表 (団体の礼拝施設で行われたもの)

日付	行事名	祭祀者	行事内容 (教義上の意味・由緒・出典等)	参加人数
月 日				人
月 日				人
月 日				人
月 日				人
月 日				人
月 日				人
月 日				人
月 日				人

宗教法人設立概要調書

書 類	備 考
◆宗教団体概要書	・宗教団体名、所在地 ・代表者、住所、電話番号 ・由緒、沿革 ・包括団体名 ・主神、本尊 ・教義、教典 ・教師資格、教師人数 ・信者の定義、信者数 ・儀式行事 ・布教方法 ・礼拝施設の状況 ・関係団体 ・法人化を希望する理由 ・備付書類 ・その他
◆教師資格証書	
◆代表者の住民票	代表者が礼拝施設又は庫裏等に居住している場合のみ
◆宗教団体規則(現行規則)	現在の団体規則
◆不動産登記事項証明書	土地・建物の登記簿謄本
◆字図	礼拝施設の土地周辺の字図
◆位置図(案内図)	施設の場所が分かる地図
◆配置図	礼拝施設が敷地内にどのように配置されているかわかるもの
◆建物平面図	
◆都市計画に関する証明書等	
◆寄附証書	法人化の際には土地・建物を法人へ寄付する旨を記載したもの
◆礼拝施設の写真(外観、内観)	
◆宗教行事実績一覧表	
◆宗教行事中の写真	(日付が入っているもの)
◆直近の予算書・収支計算書	
◆財産目録	
◆主な責任役員会議事録の写し	
◆後継者関係書類	後継者が決定している場合は任命書・資格証書等も添付
◆信者名簿	50名以上
◆会計帳簿	勘定元帳、貸借対照表など

宗教団体概要書

宗教法人設立を希望される代表の方は、下記の項目について、記入の上、宗教班あてに提出してください。

(年 月 日現在)

①団体名称	
所在地	〒 — 電話 — — FAX — —
②代表者氏名	
住 所	〒 — 電話 — — /携帯 — — FAX — —
③由緒・沿革	(創始年月日、創始の場所、創始者) (変遷) など
④被包括関係 の設定	現在 単立 /包括団体 () 法人設立時 単立 /包括団体 ()
⑤主神・本尊	

⑥教義・教典	神道系・仏教系・キリスト教系・諸教（ ） （被包括団体は、「〇〇〇教の教義による」等で、単立の場合は特徴とする事項 を詳しく記入してください。）
⑦教師の資格	単立の場合は詳しく記入してください。
教師数	
⑧信者の定義	単立の場合はくわしく記入してください。
信者数	
⑨儀式・行事	主な年間の儀式・行事について 行事ごとの開催日や参加人数等

⑩布教方法 その他布教 活動																									
⑪礼拝施設の 状況	建物の構造、土地・建物の所有状況、抵当権の有無等について																								
⑫関係団体																									
⑬法人化を 希望する理由																									
⑭備付書類	<table border="0"> <tr> <td>信者名簿</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>団体規約</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>役員名簿</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>役員会議事録</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>予算書</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>決算書（収支計算書）</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>会計帳簿</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>預金通帳</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>領収書</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>財産目録</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>財産台帳</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>事務処理簿等</td> <td>有・無</td> </tr> </table>	信者名簿	有・無	団体規約	有・無	役員名簿	有・無	役員会議事録	有・無	予算書	有・無	決算書（収支計算書）	有・無	会計帳簿	有・無	預金通帳	有・無	領収書	有・無	財産目録	有・無	財産台帳	有・無	事務処理簿等	有・無
信者名簿	有・無																								
団体規約	有・無																								
役員名簿	有・無																								
役員会議事録	有・無																								
予算書	有・無																								
決算書（収支計算書）	有・無																								
会計帳簿	有・無																								
預金通帳	有・無																								
領収書	有・無																								
財産目録	有・無																								
財産台帳	有・無																								
事務処理簿等	有・無																								
⑮その他																									

※ 教義・教師の資格・信者の定義等については、詳しく示してください。（別紙可）

《宗教法人制度概要》

1. 「宗教法人」とは

「宗教法人」 … 宗教法人法に基づき、法人格を取得した宗教団体

◆宗教法人法◆

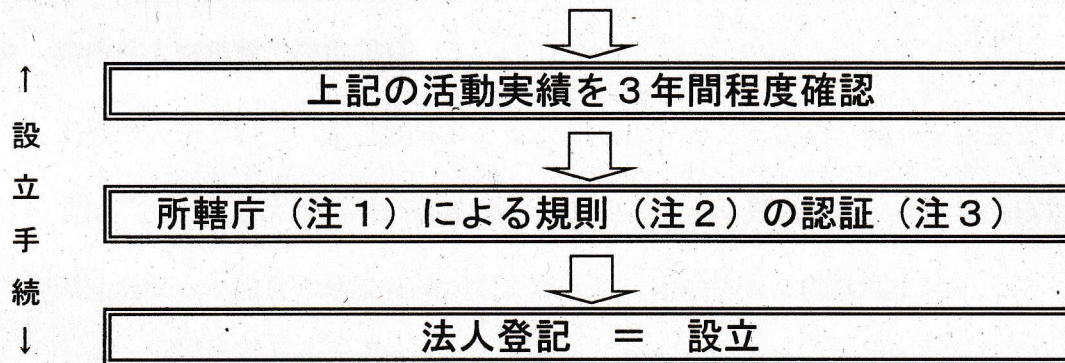
第4条 宗教団体は、この法律により、宗教法人となることができる。

2 この法律において「宗教法人」とは、この法律により法人となった宗教団体をいう。

2. 宗教法人設立の要件及び手続き

◆宗教法人になれる宗教団体の要件◆

- 団体自身の礼拝施設を備えていること
- 「宗教の教義の流布」「儀式行事の執行」「信者の教化育成」を行っていること
- 組織や財産管理が独自の規約に基づき運営されていること
- 独立した経済主体であること 等



(注1) 所轄庁 … 法人所在地の都道府県
ただし、複数県に礼拝施設がある法人は文部科学省

(注2) 規 則 … 法人の目的、組織、運営方法の根本原則を定めた自治規範で、他法人の
” 定款 ” にあたるもの

(注3) 認 証 … 法の定める一定の要件を備えていることを公の権威をもって確認する行為
であり、要件を備えていなければ認証しなければならない(裁量の余地はない)
とされる。ただし、「要件を備えている」かどうかについては添付資料の
真実性の確認などを含め、慎重に行っている。

3. 宗教法人設立による効果

- 財産の所有や契約等の主体となることができ、財産の保全や業務運営に役立つ
- 公益法人として一般的な信頼が得られる
- 税法上の優遇措置が受けられる

・ 法人税 … 収益事業以外は課税なし
収益事業も軽減税率の19% (基本税率は23.2%)

・ 住民税 … 収益事業を行っていない場合は非課税

・ 登録免許税
・ 不動産取得税
・ 固定資産税
・ 都市計画税 } 宗教用土地・建物は非課税

等